府政懇談会を開催

京都府では、このほど地域の課題や府の施策について親しく話し合い、府民の意見や要望を府政に反映させるため、向日地区（向日市・長岡京市・大山崎町）在住の府民を対象に、次の要領で府政懇談会（移動府庁）を開催します。

〔日時〕
六月二日（土）午後一時三十分～

〔場所〕
長岡京市産業文化会館

〔出席者〕
▽府…知事・副知事・出納長・各部局長
▽府民…乙訓二市一町から三百三十名（本市からは百二十三名の方しか参加できませんので、市内各種団体を通じて、その推薦をお願いしています）

◆広聴コーナーを設置

懇談会参加者で発言できなかった方、参加できなかった方でどうしても意見などを述べたい方のために、会場の二階に〝府政広聴コーナー〟を設けています。

このコーナーで述べられた意見や要望は、知事や関係部長が目を通し、返事の必要なものについては、後日改めて、返答されることになっています。どうぞ、お気軽にご利用ください。

母子家庭に 奨学金を支給
手続きはお早目に

京都府では、母子家庭の暮らしを守り、子どものすこやかな成長を願って「母子家庭奨学金等支給制度」を行っています。

要項は次のとおりです。

▽対象
母子家庭の幼児・小学生中学生および高校生で、満二十歳未満のものに対して支給（ただし、交通遺児等で、すでに他の奨学金を受給しているものは除く）

▽支給金額

幼児	六千円
小学生	一万二千円
中学生	二万四千円
高校生	三万六千円

▽申請手続き
市社会福祉課・府向日町事務所民生課に備えてある申請書に必要事項を記入のうえ、市社会福祉課へ提出してください。昨年申請されている方もあらたに申請してください。

なお、母子家庭であることの証明・対象児童の在学証明は申請者が手続きをしてください。

▽申請期日
五月三十一日（木）まで
（なお、六月一日以降の申請は支給金額が異なりますのでご注意ください）

▽お問い合わせ
社会福祉課児童福祉係
内線　二六六

一周年記念行事を開催
老人福祉センター

老人福祉センターでは、次の要領でセンター開所一周年記念行事を行います。ぜひ、お越しください。

〔日時〕
五月二十二日（火）午前九時～午後四時（ただし、発表会場は午前十一時～午後四時）

〔会場〕
▽発表会場…センター庭園および和室
▽展示会場…センター大広間

〔内容〕
センター内の各サークル一年間の学習成果発表

あなたもご参加を
ぜひ、ご参加を 向日市生活学校

向日市生活学校では、川や生活用水路の水質調査、生鮮食料品の新鮮度を調べたりするかたわら、お料理七宝焼、社会見学など趣味的なことも含めて、毎月一回の例会をもち、楽しく勉強しています。

若い方達も、これからの長い人生を充実したものにするため、いろいろな疑問などの解決方法を、みんなで話し合って学習していきませんか。

ぜひ、ご参加ください。

〔申込み先〕
中央公民館
☎九三二―三一六六

市民教養講座

市民会館では、ことしも「市民教養講座」を開きます。

ことしで二回目を迎える「市民教養講座」は、日頃の身近な日常生活の諸問題に焦点をあて、その世相の反映や人間とのかかわりあいなど、現代人としての教養と職業人・生活人としての必要な知識を得ることを目的として開催するものです。

ことしは前期・後期の二回にわけて開講します。前期講座は次のとおりです。

▽とき　6月2日（土）・16日（土）・23日（土）
時間いずれも午後7時

▽ところ　市民会館

▽定員　40名（申込み先着順ただし、三講座のうち二講座は必ず受講できる方）

▽受講料　千円

▽申込み期間　5月1日～31日（ただし、休館日・土曜日の午後除く）

▽申込み・お問い合わせ
市民会館
☎九三二―三一六六

▽その他　(1)申込み時に受講カードをお渡しします　(2)電話での申込みは受付けますが、後日必ず所定の手続きをしてください　(3)受講される際には、必ず受講カードを受付けで提出してください　(4)乳幼児・小学生は入場できません

▽講師とテーマ　6月2日＝中川正文（京都女子大教授）「マスコミと家庭教育―マンガやテレビをどうするか―」　16日＝岸俊男（京大教授）「幻の都―長岡京跡―」　23日＝上田正昭（京大教授）地域文化の再発見」

税に強くなろう
所得控除の内容 (3)

今回は障害者控除についてお話します。

自己または、その控除対象配偶者や扶養親族の内に、障害者があるときは、障害者一人について23万円（住民税では19万円）、また特別障害者一人については31万円（住民税では21万円）を所得から差引くことができます。

ここにいう障害者、または特別障害者とは、次に掲げる人をいいます。

(ア)心神喪失の常況にある人（該当者はすべて特別障害者）

(イ)児童相談所、精神センターなどで精神薄弱者と判定された人（重度と判定された人は特別障害者）

(ウ)身体障害者手帳に身体に障害がある旨記載されている人（障害の程度が恩給法第1号表の2に定める特別項症から第3項症までの1級または2級の人は特別障害者）

(エ)戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が恩給法第1号表の2に定める特別項症から第3項症までの1級または2級の人は特別障害者）

(オ)原子爆弾被爆者のうち、その負傷や疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けている人

(カ)常に就床を要し、複雑な介護を要する人（オ、カの該当者はすべて特別障害者）

(キ)年齢65歳以上の人で、その障害の程度が前記のア、イ、ウに準ずるものとして、福祉事務所長の認定を受けている人

くらしの情報
胚芽米について

〈問〉胚芽米が健康に良いと聞きましたが、特徴や炊き方について教えてください。

〈答〉胚芽米は精白米に近い白さをもち、胚芽を八〇パーセント残存している米をいいます。

とくに、知事の承認した胚芽精米工場で製造したものを「胚芽精米」と呼んでいます。

胚芽部分には、ビタミンB_1・B_2・E、カルシウムなどが多く含まれており、特に糖質の代謝にはなくてはならないB_1は、白米の二・五倍も含まれています。

洗米によってビタミンB_1を流出させないため、洗わなくてもよいように表面のヌカが取り除かれています。ですから、洗うときはサッと汚れを落とす程度にしてください。

浸漬時間は一時間以上充分に吸水させます。炊くときの水加減は、普通の二～三割増しにし、炊く時間を長くして十分に加熱するのがおいしく炊くコツです。炊飯器ならば、スイッチが切れて十分ぐらいしてから再加熱するなど、むらす時間も少し長い目に。

安全性の問題として、農薬が胚芽部分に多く残存するのではないかという心配が玄米や胚芽米にはあります。しかし、水銀系農薬などの使用禁止、現在使用されている有機燐系殺虫剤などは低毒性で分解しやすいため、玄米にはほとんど検出されません。

◆年金の請求を忘れずに◆
国民年金一口メモ

〈問〉国民年金を受ける時期がきたら、どのようにすればよいのでしょうか。

〈答〉年金を受けるには、その権利をもつ人が自分で請求しなければなりません。

せっかく権利ができても、受ける人から請求がないと、年金は支給されません。それも五年をすぎると時効にかかって、いっさい年金は受けられなくなります。

ですから、被保険者が重い障害におちいった、一家の大黒柱に死なれた自分が六十五歳になったというように、年金が受けられる状態になったらすぐ、市役所の国民年金係へ出向いて、年金の裁定手続をしてください。

「年金裁定請求書」の用紙は窓口に備え付けてあります。その時は「国民年金手帳」と印鑑をお忘れなくご持参ください。

また、年金を受ける人が幼い子どもや精神病者などの場合には、代理人が請求されてもよいのです。

税務課からお願い

昭和五十四年度から、固定資産税の納付書は機械で処理するため、納付書の様式を一部変更します。

このため、納付書は折ったり汚したりしないようにお願いします。

なお、各期分の納付書はたて三枚で一組になっています。

〔お問い合わせ〕
税務課固定資産税係
内線　二二五

市長と話す日

日頃市長と話す機会のない人に、直接市長が要望や相談に応じます。

▷とき　5月19日(土)　午前10時～正午
▷ところ　市民相談室

〝行楽シーズンに事故多し〟

5月も半ばを過ぎ、山々も新緑につつまれ行楽地はマイカーでいっぱい。家族そろってのドライブで心もうかれがちです。

しかし、ちょっとした心のゆるみが交通事故につながります。

みんなで交通ルールを守り、無理のない楽しいドライブをしましょう。

■市交通対策協議会■